

令和7年 教育委員会第22回定例会 会議録

日 時 令和7年12月23日（火）

午後3時00分～午後4時10分

場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 議案

【子ども支援課】

(1) 議案第50号「千代田区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則」

【指導課】

(1) 議案第51号「義務教育等教育特別手当に関する規則の一部を改正する規則」

(2) 議案第52号「幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」

第 2 報告

【文化振興課】

(1) 千代田区文化芸術プラン（第5次）の素案について

【生涯学習・スポーツ課】

(1) 千代田区スポーツ振興基本計画の素案について

【子ども総務課】

(1) 区立学校・園 卒業式及び入学式等について

【子育て推進課】

(1) 児童手当事務処理規則の一部改正について

(2) 物価高対応子育て応援手当の概要

(3) 令和7年度こども誰でも通園制度試行的事業申込み状況報告

(4) 事業所内保育所の閉所について

【指導課】

(1) いじめ、不登校、はくちょう教室の利用状況（11月）

(2) 外国籍の児童入学等に関わる保護者説明会資料

(3) 学習障害等のある子どもたちへの適切な指導及び必要な支援の早期実施について

第 3 その他

【子ども総務課】

(1) 教育委員会行事予定表

(2) 広報千代田（1月5日号、1月20日号）掲載事項

【教育委員情報提供】

出席委員（5名）

教育長	堀米 孝尚
-----	-------

教育委員	俣野 幸昭
教育委員	水野 珠貴
教育委員	佐藤 祐子
教育委員	木田 昌孝

出席職員（12名）

子ども部長	小川 賢太郎
教育担当部長	大森 幹夫
子ども総務課長兼教育政策担当課長	加藤 伸昭
副参事（特命担当）	大塚 立志
子ども支援課長	大松 雄一郎
子育て推進課長	山崎 崇
児童・家庭支援センター所長	宮原 智紀
学務課長	清水 直子
子ども施設課長	川崎 延晃
指導課長	上原 史士
文化振興課長	武笠 真由美
生涯学習・スポーツ課長	橋場 広明

欠席委員（0名）

欠席職員（0名）

書記（2名）

子ども法制担当係長	品治 正
子ども総務課係員	原子 智実

堀米 教育長	開会に先立ち、本日、傍聴者から傍聴申請があり、傍聴を許可していることを報告しておきます。 ただいまから令和7年教育委員会第22回定例会を開会します。本日、教育委員は全員出席です。 今回の署名委員は木田委員にお願いします。
木田 委員	はい。

◎日程第1 議案

子ども支援課

（1）議案第50号「千代田区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則」

指導課

(1) 議案第51号「義務教育等教育特別手当に関する規則の一部を改正する規則」

(2) 議案第52号「幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」

堀米教育長 それでは、日程第1、議案事項に入ります。議案第50号、千代田区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、子ども支援課長、説明をお願いします。

子ども支援課長 では、千代田区幼稚園使用条例施行規則の一部改正についてご説明いたします。本件は前回の12月9日の教育委員会で既にご報告した上、協議も頂いております。本日は教育委員会で議決のため、議案提出をさせていただく次第でございますので、改正理由、あと別紙の新旧対照表とも、内容は既にご報告申し上げたとおり、区のシステムが国の標準システムに変わるのに伴い、様式を国の定めたものにするために規則改正するという内容で、変わりはありません。

簡単ですが、ご説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

堀米教育長 はい。説明が終わりました。何かこれについてご質問等がありましたら、お願いいたします。前回、協議をしておりますので、特になければ議決に入りたいと。議案ですので、採決を採ります。

賛成の教育委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

堀米教育長 はい。全員賛成により可決されました。

続きまして、議案第51号、義務教育等教育特別手当に関する規則の一部を改正する規則につきまして、指導課長、説明をお願いします。

指導課長 議案第51号、義務教育等教育特別手当に関する規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

資料の項番1、趣旨でございます。教育校務員特例法の一部改正に伴いまして、幼稚園教育職員の給与に関する条例が改正され、義務教育等教員特別手当について、教育委員会規則で定める校務の種類を考慮する旨を定めることから、関連する教育委員会規則の改正を行うものでございます。

項番2、改正内容としましては、規則の第2条において、校務を分掌する教職員の義務教育等教員特別手当の額を定め、第2条の次に第2条の2を新設し、校務の種類を幼稚園教育職員が行う全ての種類と定めるものでございます。

項番3、新旧対照表はこちら別紙のとおりとなっております。

項番4、改正期日でございますが、令和8年1月1日です。

本件について、ご説明は以上でございます。

堀米教育長 はい。これも前回協議をさせていただいております。質問等がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(なし)

堀米教育長 それでは、こちらは議案ですので、採決を採ります。賛成の教育委員は挙手をお願いします

(賛成者挙手)

堀米教育長 全員賛成により可決されました。

 続きまして、議案第52号、幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則につきまして、指導課長、説明をお願いします。

指導課長 議案第52号、幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

 資料の項番1、趣旨でございます。国による教員給与の見直しを踏まえ、東京都は教員特殊業務手当を見直すこととなりました。平成12年の教育事務の移管以降、特別区の幼稚園教育職員の特殊勤務手当の取扱いについては、東京都と同一としてきた経緯があることから、東京都の均衡等も踏まえ、教員特殊業務手当の見直しを行うこととし、関連する教育委員会規則の改正を行うものです。

 項番2です。改正内容でございます。改正する事項は業務の程度と支給額で、改正前と改正後を表の形でお示しいたしました。(1)の業務の程度ですが、週休日、休日及び代休日については、「終日に及ぶ程度(日中7時間45分以上)」を「半日程度(日中4時間以上)」にし、また、その他の日については、正規の勤務時間に引き続き「午後11時」までだったのを「午後9時」までに、あと「午前2時から午前8時まで」を「午前4時から午前8時まで」に改めるものがございます。(2)の支給額ですが、幼児の負傷、疾病等に伴う救急の業務、幼児に関する緊急の補導業務ともに、7,500円を8,000円に改めるものです。

 項番3、新旧対照表は、こちら別紙のとおりとなっております。

 項番4です。施行期日は令和8年1月1日となります。

 本件については以上でございます。

堀米教育長 はい。説明が終わりました。これも前回協議をさせていただいております。ご質問がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(なし)

堀米教育長 こちらも議案ですので、採決を採らせていただきます。賛成の教育委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

堀米教育長 はい。全員賛成により可決されました。

◎日程第2 報告

文化振興課

(1) 千代田区文化芸術プラン(第5次)の素案について

生涯学習・スポーツ課

(1) 千代田区スポーツ振興基本計画の素案について

子ども総務課

(1) 区立学校・園 卒業式及び入学式等について

子育て推進課

- (1) 児童手当事務処理規則の一部改正について
- (2) 物価高対応子育て応援手当の概要
- (3) 令和7年度こども誰でも通園制度試行的事業申込み状況報告
- (4) 事業所内保育所の閉所について

指導課

- (1) いじめ、不登校、はくちょう教室の利用状況 (11月)
- (2) 外国籍の児童入学等に関わる保護者説明会資料
- (3) 学習障害等のある子どもたちへの適切な指導及び必要な支援の早期実施について

堀米教育長

それでは、日程第2、報告事項に入ります。

千代田区文化芸術プラン（第5次）の素案につきまして、文化振興課長、説明をお願いします。

文化振興課長

文化芸術プラン、こちらは千代田区文化芸術基本条例第6条に基づき策定している計画でございます。本年度、第4次文化芸術プランの計画期間が終了するため、第5次の策定作業を行っております。外部委員を中心とした推進委員会でご意見を頂き、素案を取りまとめましたので、教育委員会にもご報告をさせていただきます。

検討経過とスケジュールについては項番2のとおりでございます。この後、1月5日から26日までパブリックコメントを実施する予定でございます。パブリックコメント終了後、ご意見を反映して素案を修正の上、区議会にも報告をして、計画を策定してまいります。

項番3、主な内容でございます。基本目標は「文化芸術を通じて豊かな区の未来を拓く」としております。その下にございます重点目標は「保存し伝える」「創る」「育てる」の3つとしております。こちらはいずれも条例から取っているそのままとなっております。

素案の冊子では、13ページに基本目標と重点目標を記載してございます。

続いて、次の14ページ、15ページが計画の体系図となっておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

本プランについてご意見等がございましたら、パブリックコメント実施中に文化振興課までご意見をお寄せいただけますよう、よろしく願いいたします。

簡単ですが、ご説明は以上でございます。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

この本は文化芸術プラン第5次の素案でございますが、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

特に目玉というか、この第5次の素案について、ここを特に強調しているということがもしありましたら、教えていただければ。

文化振興課長 はい。第5次ということで、基本的には第4次までを引き継いでおります。ただ、今回は、これまで総体的なところは「はじめに」などで書かれてはいたのですけれども、事業と結びつけては記載されてこなかった祭礼文化の部分ですとか、区内に残る伝統文化、食文化などにつきましても、事業と併せて記載させていただいたことが変更点となっております。

堀米教育長 はい。ありがとうございます。まず教育においても、特に祭礼文化については重点的に、千代田を学ぶということでやっていきたいと思うので、その辺、また連携させていただければと思います。

文化振興課長 はい。またよろしく願いいたします。

堀米教育長 侯野教育長職務代理者。

侯野委員 これは直接関係ないかもしれませんが、私どもは新聞でしか見ていないのですけれども、日本大学のカザルスホールがありますよね。あれは千代田区と何か連携して活用できるようになるというのですけれども、将来そういったものに関してもここに入るわけですか。

文化振興課長 はい。そうですね。24ページの下のところ、区内文化施設との連携というところがございますけれども、この中で、日本大学カザルスホールの活用に向けて日本大学と協議を進めていきますということで書かせていただいております。

侯野委員 では、そちらの方向でもう進んでいると私ども一般区民は解釈してよろしいわけですね。

文化振興課長 はい。日本大学とは打合せを行っているところでございます。

侯野委員 時間はかかってしまうと思うのですけれど、楽しみです。ありがとうございます。

堀米教育長 ほかにございますでしょうか。

佐藤委員 佐藤委員。

佐藤委員 はい。内容を読ませていただいて、とてもすばらしいのですけれども、文化のほうはとてもよく分かるのですが、どうしても千代田区は芸術のほうはなかなか、いいホールもまだない、大きいホールもないとか、あと工芸関係も、美術品をじかに本物を見たり、聴いたりする機会がなかなかないのですけれども、教育委員会でも、5歳児には影絵を見せて芸術を見せたり、あと小学6年生には都響を聴かせていたりとか、中学1年生が雅楽を聴いたりとか、そういうことに子どもたちを触れさせているというような内容は、ここには入らないのでしょうか。

堀米教育長 では、文化振興課長。

文化振興課長 はい。それぞれの事業で書かせていただいている中で、指導から挙げていただいたものもございまして、25ページの施策6の㊸などで、伝統文化を理解する教育として、雅楽の鑑賞など、お子さんが日本の伝統文化に触れる機会の提供といったことを記載させていただいているところではございます。授業の中にはここには載せ切れていないものもあるかもしれませんが、連携をしながらやらせていただきたいと思いますと思っております。

堀米教育長 はい。具体的な名称はありませんけれども、伝統文化を理解する教育という、いわゆる「育てる」という範疇の中で入っているということですよ。

文化振興課長 はい。

堀米教育長 ほかにございますでしょうか。

木田委員 木田委員。

木田委員 はい。私もとても素晴らしいプランだと拝見いたしました。7ページに出ておりますちよだアートスクエア、あと内幸町ホールが改修工事と載っておりますけれども、いろいろと施策のプランの中で、また修復中ということでもあります。さらにここに何か追加されるのでしょうか。事業の引継ぎといたしますか。

堀米教育長 文化振興課長。

文化振興課長 内幸町ホールにつきましては設備の更新が主となっておりますので、ホール自体に大きな変更というのはいない予定です。ただ、座席がリニューアルされたりですとか、新しい設備がリニューアルされる形となります。アートスクエアについては、少し全面的な改修工事が入りますので、新たに地下の部分に音楽ですとか動画の配信スペースがつくられたりですとか、音楽が練習できるスタジオが入る予定となっております。

木田委員 はい。ありがとうございます。

堀米教育長 はい。よろしいでしょうか。ほかにございますか。水野委員。

水野委員 建物のことばかりで申し訳ないですが、九段生涯学習館は九段一帯の再開発が予定されていると聞いたのですが、その辺りはどうなのでしょう。

堀米教育長 文化振興課長。

文化振興課長 7ページに九段生涯学習館につきましても記載させていただいておりますが、まだ書けることは少ないのですけれども、再開発の区域内に所在しているため、再開発ビルに配置する区有施設については、生涯学習館の機能更新を軸に検討していくこととしているという記載となっております。

水野委員 生涯学習館でいろいろな講座があったり、あと日曜青年教室、障害者の教室があったり、とても多岐にわたって区民の皆さんが使っているから、ぜひ充実した施設を今後ともよろしく願いいたします。

堀米教育長 ほかにご質問はありますか。

「育てる」のところ結構いろいろ具体的にやっているの、記載するかどうかは別に、こういう連携を子ども部ともしているということはたくさん、例えばお茶の水小学校で古書店街を回ったとか。

堀米教育長 ああいうのも本当に育てる中でやはり大事なのかなと思い、入れるかどうかは別にして、そういうのもやっているということをアピールしてもいいのかと。

文化振興課長 承知しました。ありがとうございます。

堀米教育長 書いていただく分には全然構いませんので、ぜひよろしくお願いします。

文化振興課長 はい。引き続きよろしくお願いします。

堀米教育長 ほかに、いいですか。

(な し)

堀米教育長

はい。では、ありがとうございます。

それでは、文化振興課長はご退席いただいて結構です。

文化振興課長

ありがとうございました。引き続きよろしく願いいたします。

堀米教育長

よろしく申し上げます。

(文化振興課長 退室)

堀米教育長

続きまして、千代田区スポーツ振興基本計画の素案につきまして、生涯学習・スポーツ課長、説明をお願いいたします。では、どうぞ。

生涯学習・スポーツ課長

千代田区スポーツ振興基本計画の素案につきましてご説明いたします。本計画につきましては、令和8年度からの実施を目指して改定作業を行っているところですが、このたび素案がまとまりましたので、ご報告させていただきます。

こちらの資料をご覧ください。1、計画策定の趣旨です。現行計画が令和7年度で終了することを受け、これまでの取組の進捗を踏まえるとともに、スポーツを取り巻く環境の変化や課題に対応するため、本区のスポーツ施策の方針を示す次期計画を策定するというございます。

2の検討経過及び今後のスケジュールは資料に記載のとおりでございますが、これから1月5日から19日にかけてパブリックコメントを行い、その結果を踏まえ、3月に改定計画を策定する見込みでございます。

次に、3、主な内容です。(1)「スポーツ」の考え方についてですが、現行計画の定義を継承し、スポーツの範囲はルールに基づいて勝敗や記録を競うものから、日常生活の中で体を動かす行為まで幅広く捉えまして、地域のスポーツ振興のための施策を展開するものとしております。(2)の基本理念についてでございます。「スポーツで輝き、つながる人と未来 希望の都心 ちよだ」となっております。これは誰もが自分らしい関わり方でスポーツを楽しむことで人生が輝き、地域に根付いたスポーツ活動を本区のスポーツ・レガシーとして次世代へ継承する。これにより地域に新たな交流が生まれ、スポーツを通じたまちづくりを実現するという意味が込められております。(3)基本目標についてですが、現行計画の「誰もが気軽にスポーツをする」という考え方を引き継ぎつつ、スポーツの楽しみ方を、スポーツをするだけでなく多様な関わり方へ広げるということで、「スポーツを知る(魅力を伝える)」「スポーツをみる(応援する)」「スポーツをする」「スポーツを支える」、そして「スポーツを楽しむための質の高い環境をつくる」の5つに整理して、基本目標として定めております。

次が施策体系等を示した表でございますが、一番左が基本理念で、その1個右側が今ご説明しました5つの基本目標となっております。その下に、目標ごとに施策及び取組がぶら下がっている形になります。細かい一つ一つは触れると時間がかかるので省略させていただきますが、例えば、新たなあるいは各自の取組として、④番のパラスポーツ、eスポーツ、ニュースポーツを体験できる機会の提供ということで、「Let's play! パラスポーツ・e

スポーツちよだ」という事業や、ほりばた塾でのボッチャ講習会、あるいはスポーツ推進員が主管するニュースポーツ講習会など、様々なスポーツ活動を通じて体験する機会を提供してまいります。

また、⑥のスポーツイベントの観戦機会の提供につきましては、区が後援する大会の区民枠の周知などを通じて、観戦機会の拡大を図ってまいります。

⑩番、障害児のためのスポーツ教室としまして、障害児を対象とした水泳教室の開設を検討しております。

それから、⑳地域スポーツの記録、発信の取組みにつきましては、区内のスポーツイベントや地域で活躍する人々を記録して、動画や広報媒体により広く情報発信することにより、このような活動をやっていることを多くの方に知っていただき、参加意欲の向上、さらには運営する側に回っていただくきっかけにしたいと考えております。

㉔スポーツにおける熱中症対策等につきましては、猛暑時の屋外施設の予約キャンセルの受付や設備、備品の充実などにより、熱中症対策を講じてまいります。

最後の㉘番、スポーツ・インテグリティ強化のための取組みにつきましては、インテグリティ、スポーツの高潔性とか公平性ということですが、スポーツ指導者等を対象に、ハラスメント防止研修、あるいは相談窓口、スポーツ団体のガバメント強化の支援などを行い、誰もが安心してスポーツに取り組める環境を図ってまいります。

右側につきましては、それぞれの5つの目標に合わせた5つの成果指標を設定しておりまして、今後、令和12年度の目標達成に向け本計画を推進してまいります。

駆け足でございますが、ご説明は以上です。よろしくお願いいいたします。

堀米教育長

はい。ありがとうございました。

説明が終わりました。それでは、ご質問等がありましたら、お願いいいたします。水野委員。

水野委員

障害者のためのスポーツ教室は水泳を予定されているのですか。

堀米教育長

生涯学習・スポーツ課長。

生涯学習・スポーツ課長

はい。その予定でございます。

水野委員

どの程度の期間、回数など、もう決まっているのでしょうか。

堀米教育長

生涯学習・スポーツ課長。

生涯学習・スポーツ課長

まだ未定で、これから詰めていくところではございますが、最初は、区として初の試みで、こういったところがあるのかまだ見えないところがございますので、試行的にまず取り組んでいき、徐々に拡大していく方向で検討しております。

水野委員

分かりました。ありがとうございます。

堀米教育長

人数や規模について、やり方等はこれからということですよ。

生涯学習・スポーツ課長

はい、そうです。

堀米教育長 子どもたちも国立競技場で、今年は見ると。来年はする方向で今行っておりますけれども、大分その辺については、いい競技場で記録会ができるというのはすばらしい体験をさせてもらっているかと思うのですが、eスポーツの表記、丸のところに小さく、小さくというか、丸のところには出ているのですが、好き嫌いとはもかくとして、eスポーツの表記というのは、これから障害者も含めて割とかなり前面に出てくるのではないかと思うのですが、その辺のeスポーツへの区としての取組というか、課としてはどうでしょうか。

生涯学習・スポーツ課長 この本計画の策定委員会の中でも、eスポーツにつきましては様々ご議論がございました。特に学校現場の側からは、いわゆるテレビゲームやビデオゲームというものは、中毒性等の問題もあり、eスポーツとしてはそぐわないのではないかという意見があった一方で、健康づくりとかそういった観点からは、指先しか動かせない方でも健常者と同様にできるのがeスポーツであると。ごく僅かな身体活動であってもフレイルの予防につながるのではないかというご意見もございまして、実際我々も東京都が主催するeスポーツの体験会などに参加したこともあるのですが、遠隔地から、本当に体が全く動かせない方が指先だけで一緒に参加して共に楽しむという、そういう体験をしてまいりまして、一定のそういったものに関しても効果があるのではないかと考えているところでございまして、なかなかこのゲームはeスポーツでこのゲームeスポーツではないとか、そういう個別的な定義というのは非常に難しいのかというのが現時点での考えでございまして、その辺は国や東京都の議論の動向等を踏まえまして、また今後さらに検討していくところになるのかと思ひまして、現時点ではこちらの5ページに書いてありますように、eスポーツが持つ年齢、性別、障害の有無、場所等の制約を超えて、誰もが一緒に参加できる共生社会実現のためのスポーツということで、一旦整理させていただいているところでございます。

堀米教育長 体の不自由とかそういうことにとらわれず、誰でもが参加できるようなスポーツということで多分出てきたのだらうと思ひますけれども、この辺はまたいろいろな意見があっても、やはり、やれない人たちがやれるようになるというのはすごく大きなことだと考えているので、この辺はもう少し前面に出してやられてもいいのかと思ひますので、ぜひこれも含めてよろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかに、よろしいでしょうか。

佐藤委員。

佐藤委員 10ページに子どものアンケートが出ていて、未就学児と低学年の子は「水泳やスイミング」と書いてあるのですが、これは子どもの意見として両方出っていたから2つが出ているのですか。それとも内容が違うものなのですか。

堀米教育長 生涯学習・スポーツ課長。

生涯学習・スポーツ課長 決してそういう想定でもないのですが、子どものアイデアボードに

つきまして、74ページ、75ページのところにもうちょっと細かく出ているところでごさいます、やはりスイミング、サッカー、バスケ、ダンスとか、こういったものがどうしても上位に上がってきているところでごさいます、決してスイミングとかだけではないとは考えているところでごさいます。お子さんのこういったお声を聞きながら、今後の様々な施策の参考にさせていただきますと考えているところでごさいます。

堀米教育長

よろしいでしょうか。

佐藤委員

一緒ですか。

堀米教育長

そうですね。多分スイミングスクールをイメージしているのでは。水泳というとプールだけでない。だから、子どもなので、そうかと。きっと、それを含めてということでしょう。

ほかにごさいますか。

(なし)

堀米教育長

はい。では、ありがとうございます。生涯学習・スポーツ課長はご退席いただいて結構です。どうもありがとうございます。

(生涯学習・スポーツ課長 退室)

堀米教育長

つきまして、区立学校・園卒業式及び入学式等につきまして、子ども総務課長、説明をお願いします。

子ども総務課長

はい。それでは、資料をご覧ください。区立学校・園卒業式及び入学式の日程が決まりましたので、こちらのとおりにお伝えさせていただきます。

まず令和7年度の卒業式等の日程でごさいます。上の表のとおり、九段中等教育学校の3月7日土曜日の卒業式から始まりまして、保育園が3月14日、幼稚園・こども園が18日、中学校が19日、そして最後、小学校が3月25日、いずれも午前10時からの予定でごさいます。

次に、下の、来年度の令和8年度入学式の予定でごさいます。保育園は4月2日から始まりまして、九段中等教育学校が6日、小中学校は7日で、時間が午前10時と、小学校が午後2時で、幼稚園・こども園が最後で9日でごさいます。時間がここは午後2時からと午前10時からと少し時間がずれておりますので、その点、気をつけていただければと存じます。また後ほど、誰がどこに行くかについては割り振りをさせていただきます、皆様にお伝えさせていただきますと思います。

私からの説明は以上でごさいます。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

一応、こちらの案として割り振っていきたいと思っています。

これについて、よろしいでしょうか。

(了承)

堀米教育長

はい。それでは、つきまして、児童手当事務処理規則の一部改正でよろしいですか。子育て推進課長、説明をお願いします。

子育て推進課長

こちらは千代田区児童手当事務処理規則の一部改正についてでごさいます。変更した中身としては、児童手当認定通知書などの各種様式の変更でご

ざいます。

改正理由につきましては、先ほど議案第50号でもお話がありましたけれど、区の基幹業務システムを国の定める標準仕様に準拠したシステムに移行するところから、本当に細かいところですけど、各様式を変更しているところですよ。例えばこのように「うち第3子以降」の「うち」を消すとか、そういったところの変更でございます。

1月5日から施行となっております。

ご説明は以上です。

堀米教育長
子育て推進課長
堀米教育長

はい。国のシステムに応じて変更したということ。

そういうことです。

そうですね。よろしいでしょうか。質問やご意見は大丈夫ですか。

(なし)

堀米教育長

はい。では、お願いいたします。

それでは、続きまして、物価高対応子育て応援手当の概要につきまして、子育て推進課長、お願いします。

子育て推進課長

物価高対応子育て応援手当についてでございます。今国会で、物価高対応として、児童1人につき2万円を所得制限をせずに支給することと決定しました。これを踏まえて、区としても本手当の支給に向けて準備を進めるところです。

まず支給対象児童、こちらは9月30日を基準日としまして、児童手当の支給対象の児童でございます。それと、これ以降、10月1日から今年度3月、令和8年3月31日までの間に生まれた児童が対象でございます。

支給対象者として、その支給対象児童を養育する区内に在住する父母等でございます。

次に申請の可否ですけど、基本的にはほとんどの方は原則申請不要です。現在、児童手当を頂いている方は、もうこちらでデータがございますので、もうプッシュ型で支給ができるというところです。ただ、公務員の方等、千代田区で児童手当の支給をされていない方につきましては、申請を頂かないといけないところがございます。

事業スケジュールにつきましては、周知としましては、広報千代田1月5日号に載せて、あとはホームページで周知をしていくと。あと個別に2月上旬に案内を送付いたします。それで、最初に3月中旬に支給を予定しております。また、申請が必要な方は申請受付を2月上旬から行いまして、同じく3月中旬ぐらいに随時支給をしていくというところです。申請期限としましては一応4月末と決めさせていただいております。

なお、給付費・事務費ともに全額国庫補助となっております。

ご説明は以上です。

堀米教育長

はい。何かご質問はありますか。よろしいでしょうか。

これは、表記は高校3年までという表記で、国もそうですか。高校生と断定してしまっているのか。

子育て推進課長 0歳から高校3年生といたしますか、その年齢の年度までです。

堀米教育長 高校へ行っていない子も。

子育て推進課長 はい。

堀米教育長 こういう表記でよかったかと今一瞬思ったのだけれども。

子育て推進課長 すみません。一応は分かりやすくだと、こういう形で国も表現をしているところがありますけれど。

堀米教育長 国もこういう表現をしているのですか。

子育て推進課長 はい。基本的には18歳になる年度まで。

堀米教育長 そちらのほうがいいような気がするのです。

子育て推進課長 あとは、2番の支給対象児童のところ、一応平成19年4月以降に生まれた児童としてはいますけれど。

堀米教育長 はい。書いてあった。そういうことを言う人もいるかもしれない。国の表記に準じるということだったらいいのですけれど。

よろしいでしょうか。

(了 承)

堀米教育長 はい。では、ありがとうございます。

続きまして、令和7年度こども誰でも通園制度試行的事業申込み状況報告について、子育て推進課長、お願いします。

子育て推進課長 令和7年度こども誰でも通園制度試行的事業申込み状況の報告でございます。

実施内容としましては、利用期間は、年明け、令和8年1月から3月まで試行で実施します。利用条件とかはこちらに書いてあるとおりですが、利用者の申込み期間を11月20日から12月1日の間に行いました。申込みは千代田区のポータルサイトを使っております。

歳児別の利用者数としましては、まず申込受付数としましては、0歳児が19名、1歳児が15名、2歳児が2名、計36名の申込みがありました。決定はそれぞれ各園の定員の合計になりますが、利用者決定数は0歳児は4名、1歳児は14名、2歳児は2名、合計で20名の方となっております。

次に園ごとの利用者数になってきますけれど、まず上段のところ、各園の施設名を書いてあります。それで、各園の歳児ごとの定員を書かせていただいております。利用希望者数は第1希望だけですけれど、参考に書かせていただいております。利用決定者数という形で各園でこのように決定しました。

なお、せい保育園の0歳児の部分、あとはいずみこども園の1歳児のところ、あと神田寺幼稚園の0歳児、こちらは定員に対して希望が多かったところで、抽せんを行っております。それで、それぞれ決定しました。

今回の申込み状況を見ますと、やはり改めて0歳児の利用希望が多いと感じたところでございます。

ご説明は以上です。

堀米教育長 はい。ありがとうございます。

何かご質問がありましたら、お願いします。

これを見て感じたのは、やはり0歳の希望が多いということで、それで受入れがそれに比べて抽せんしなければいけないような受入れ数だと。今後の拡大はやはり0、1あたりかと思います。

子育て推進課長 基本的にどうしても今の時期、各園で0歳児の空きがほとんどないような状態ですので、余裕活用型的でやろうとすると、この時期はかなり厳しい状況です。ただ、一方で、春先といいますか、年度が明けると少し0歳児の部分も空きが出たりもしますので、そういう部分をぜひ活用してもらうように皆さんにお願いしていこうかと思っております。

堀米教育長 何かご質問はありますでしょうか。

佐藤委員。

佐藤委員 はい。幼稚園で0歳、1歳、2歳を預かるということは、給食もまた別なものが出てくるのですか。

堀米教育長 子育て推進課長。

子育て推進課長 こちら、神田寺幼稚園で受け入れていただくのですが、午前中の2時間だけとかで、給食の提供はないところがございます。園によって受入れ時間等もそれぞれ決めていますけれど、おっしゃるとおり、もし給食を提供するとすると、同じものは提供できないので。

堀米教育長 幼児食。

子育て推進課長 そのところは当然変えていくことになるかと。今回もそうですけれど、恐らく幼稚園とかでは、給食の提供を0歳児等に行うというふうには今のところ話はないところがございます。

堀米教育長 いつ来るか分からないですから。

子育て推進課長 そうですね。改めて、予約みたいな形で、システムで分かるようになって、それでできるかどうかですけれど、来るかどうか分からないところで用意はできないので、こういったところについては、枠としてお昼の時間を抜かした時間帯でやるのではないかとはい思いますけれど。

堀米教育長 いろいろ試行的な実施ということなので、そんなところも含めて、なかなかこの実施は難しいというか、こんなのは何点かあるということですよ。

子育て推進課長 そうですね。

堀米教育長 ほかにご質問はありますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

堀米教育長 はい。また、これは分析しながら、ひとつよろしく願います。

子育て推進課長 はい、分かりました。

堀米教育長 続きまして、事業所内保育所の閉所につきまして、子育て推進課長、説明をお願いします。

子育て推進課長 事業所内保育所の閉所についてでございます。

まず、施設につきまして、概要ですが、施設名はゆうてまち保育園、所在地としましては大手町になりまして、大手町プレイスの2階になります。類型としては事業所内保育所と定めております。事業者、園の運営を行って

るところがポピンズエデュケアで、定員は、従業員枠が19名でございます。区民枠は7名設けております。現在の在籍人数ですけれど、従業員枠は3名、区民枠は8名となっております。

こちらの施設の経緯としましては、日本郵政株式会社の従業員のために、事業所内保育所として令和元年4月1日に開設されたところです。株式会社ポピンズエデュケアはこの日本郵政株式会社と賃貸契約を結びまして、施設を運営しているところです。閉所日は令和9年の3月31日ですので、来年度いっぱいというところです。

閉所理由につきましては、先ほども在籍人数が出ておりましたけれど、当初からかなり、3名まで従業員枠の人数が落ち込んでいると。日本郵政株式会社としては、従業員の在籍数がかなり減少したところから、令和9年3月31日をもって賃貸の契約を終了すると決定したと。ポピンズエデュケアとしても、日本郵政株式会社との契約終了を受けて、同じく令和9年3月31日をもって保育所の閉所を決定したところでございます。

ご説明は以上です。

堀米教育長

はい。ご質問はございますでしょうか。

佐藤委員。

佐藤委員

はい。従業員以外のお子さんはいらっしゃったのですか。従業員枠以外に。

堀米教育長

区民枠は8名ということですね。

子育て推進課長

12月1日現在で8名でございます。今現在8名。

堀米教育長

それに、その子たちがどうするかというのはよく質問があると思うのですが。

子ども支援課長。

子ども支援課長

この方々で、まず2歳までしかこの事業所はもともとおられませんでしたので、あと1年たった後のことにつきましては、もし転園する場合は、いわゆる配点を加点して転園しやすくしております。

堀米教育長

ということで、結果はまだ分からないけれども、転園しやすい。得点で行くのだよ。

子ども支援課長

はい。

堀米教育長

だから、その加点をしてということのようです。

佐藤委員

分かりました。

堀米教育長

そうすると、新しく入れないということですね。

子ども支援課長

少し細かいのですが、新しく入れないことはなくて、一応あと1年で閉まることを前提で申込みは受けております。

堀米教育長

条件で受けているということですね。ということです。

ほかにご質問はありますか。よろしいでしょうか。

続きまして、いじめ、不登校、はくちょう教室の利用状況、指導課長、説明をお願いします。

指導課長

それでは、令和7年11月のいじめ、不登校、はくちょう教室の状況につい

て報告いたします。

まず、いじめですが、先月からの継続事案につきましては21件、新規としまして2件ございます。解消は2件です。そのため、11月末で未解消のものが21件、令和7年度の累計としましては34件となります。

不登校者数ですが、小学校では20名、中学校・中等教育学校で44名、合計で64名、本年度の累計としまして66名となります。

最後に、はくちょう教室の利用状況につきましては、11月の利用者数は17名、11月の新規登録者が1名、11月末までの登録者数が25名となっております。

引き続き各学校と情報を共有しながら、様々な対応を連携しながら進めてまいります。

本件についての報告は以上です。

堀米教育長

はい。ご質問はありますか。

この時期の不登校については例年と比べて、数はどうですか。

指導課長。

指導課長

昨年度、この時期の不登校者数が73名でしたので、9名減少している状況です。特に小学校が、昨年度同時期は32名で、今年度は20名ですので、大幅に減少しているところでございます。

堀米教育長

出現率も低いほうだと聞いていますけれど。

指導課長

出現率ですが、昨年度を見ても都の出現率と比較してもかなり低い状態で、今年このまま、各学校の努力によってこれだけの不登校者数になっていますが、さらに出現率が下がってくると予測はできます。

堀米教育長

よろしいでしょうか。いろいろな取組が成果を上げているのかと思いますけれど。

それでは、続きまして、外国籍の児童入学等に関わる保護者説明会資料につきまして、指導課長、説明をお願いします

指導課長

それでは、外国籍の児童の入学等に関わる保護者説明会資料について、資料の内容と作成の意図を踏まえてご説明申し上げます。

近年ですけれども、本区においても日本語を母語としない児童生徒や外国籍の児童生徒の在籍が増加しております、それに伴いまして、学校生活や教育活動に関する認識の違いから、学校と家庭との間で行き違いやトラブルなどが生じるケースも少なからず見られるようになってきています。特に入学時や転入時の保護者説明会では、学校生活の基本的なルールだとか考え方を共有する、いわゆる極めて重要な機会であるかと思っております。その一方で、説明の内容や表現を学校に任せているところがあり、負担になっている課題もあるところです。こうした状況を踏まえまして、日本語を母語としない保護者に対する学校による説明を補完、支援することを目的としまして、資料を作成いたしました。

この資料ですが、入学時説明会だけではなくて、転入時の説明においても活用いただけるよう位置づけております。内容としましては、日本の学校生

活における基本となる事柄です。登校後の流れだとか、朝の会、授業中の過ごし方、あと当番活動など、日本の学校生活やいわゆる学校文化で当たり前のように捉えられている事項を分かりやすく示してあります。分からないことがあれば手を挙げて質問することとか、当番活動として協力する力や責任感を育てること、そんなことなど学校教育の中で大切にしている考え方についても説明をしております。

また、登校、欠席、早退の連絡方法、あと、けがだとか体調不良時の対応等、安全管理や危機管理に直結する内容についても示しました。これらですが、保護者との認識のずれが生じやすい部分であるため、あらかじめ共通理解を図ることで、トラブルの未然防止につなげていくことを意図しています。

さらに、家庭学習だとか持ち物や、あと給食やアレルギー対応、保護者会や個人面談といった、いわゆる学校と家庭が連携して進める事項についても示しています。特に、学校で困り事が生じた場合、いじめ等の問題が懸念される場合には、どんな小さなことでも学校に相談してほしいというメッセージも打ち出しております。

後半ですが、言語や文化の違いの配慮として、日本語指導だとか通訳支援の体制についても説明しております。日本語指導教員の講座とか、必要に応じた通訳支援員の派遣等、支援の仕組みが分かるよう保護者にしっかり伝え、分からないことを我慢しなくていいとか、相談していいという安心感を持ってもらうようにしています。

今お示ししているのは日本語版ですが、こちらは英語版と、あと中国語版を作成しております、内容は全て共通となっております。言語は異なっても考え方や学校生活の基本が一貫して伝わるよう配慮して作成しております。

今後ですけれども、各校での活用状況や現場からの意見を踏まえながら、必要に応じて内容の見直しや改善も図っていきたいと考えております。

本件についての報告は以上です。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

この紹介の方法は何パターンかありますよね。この文書をホームページに載せるとか、保護者会でやるとか、それはどうしますか。指導課長。

指導課長

学校の実態に応じますが、まず例えば保護者会ではスライドを常に流しておくとか、またこの資料を直接配付する方法もあります。あと、すぐーる等もうまく活用しながら、こういった資料等を参考に送付したいと考えております。また、学校にもデータを渡しますので、適宜どのタイミングでも活用できるようにしていただこうと考えております。

堀米教育長

教育委員会のホームページにも載せられる。

指導課長

そちらも可能です。そのようにいろいろな形で周知を図れるようにしてまいります。

堀米教育長

はい。何かご質問がありましたら。かなり大変だったかと。

水野委員、どうぞ。

水野委員 はい。ありがとうございます。この英語版と中国語版はどなたが翻訳されたのでしょうか。

指導課長 国際平和・男女平等 인권課に依頼しまして、そちらの職員の方が直接翻訳してくださったものになります。

水野委員 ネイティブが翻訳されたのですか。

指導課長 そちらでお持ちのネイティブの方、登録されている方に実際見ていただいた。また、今、中国版につきましては中華学校にご依頼申し上げまして、改めてこちら、表現として問題ないかとかもチェックいただいているところです。

堀米教育長 英語版も見てもらっているのではなかったか。

指導課長 そうです。英語版は大学の専門の教授にもご依頼申し上げて、今現在見ていただいているところです。

堀米教育長 それは、直しはまだ反映していない。

指導課長 はい。まだこちらについては反映していませんが、おおむね大丈夫だという話は頂いています。もう少し細かいところまで見ていただいているところです。

堀米教育長 ニュアンス等、微妙なところがあるので、そこは直してもらえそうな感じ。

水野委員 水野委員。

水野委員 はい。英語しか分からないのですけれど、確かに日本語から英語に直していると思います。私もネイティブではないので細かいことは言えないのですけれども、少し分かりにくいかという印象がありましたので、もう少しタイトルを短くするとか、端的な短い文章で分かりやすく表現すると、保護者にも分かりやすいかと。一言一句日本語から訳すところなるというのは分かるのですけれど。

堀米教育長 はい。直訳的なものかもしれない。

水野委員 はい。ですので、その辺を専門家の方に見ていただければと思いました。

堀米教育長 指導課長。

指導課長 はい。ありがとうございます。今頂いたご意見等を踏まえて、もう少し表現としては分かりやすい、例えば単語だけというのも大きな部分かと思えますので、そういった部分も専門家のご意見を伺いながら調整して、実際に始まるのは2月の説明会からなので、それにはしっかり間に合うように準備したいと思えます。

水野委員 はい。お願いします。

堀米教育長 表題を見たとき、見なければいけないのだと思うような表題にしておかないと。特に中国版はそうだから。この辺はまだ今作成中ということで、最終的にチェックをしていただいているところです。よろしくをお願いします。

よろしいでしょうか。

(了 承)

堀米教育長

続きまして、学習障害等のある子どもたちへの適切な指導及び必要な支援の早期実施につきまして、指導課長、説明をお願いします。

指導課長

それでは、学習障害のある子どもたちの適切な指導及び必要な支援の早期実施について、資料に沿ってご説明いたします。

資料、こちら1をご覧ください。初めに左上の多層指導モデルMIMの導入の概要についてです。こちらは全ての子どもたちが学習に主体的に取り組み、分かる、できるといった時間を得ながら学びを重ねていくためには、読みの力が必要となってきます。特に小学校生活のスタートとなる1年生段階で読みを定着させることが、その後の学習全体を支える基盤となっていかと考えております。こうした考えの下、本区において令和7年度、本年度ですけれども、この多層指導モデルMIMを小学校1年生全児童対象に導入いたしました。なお、MIMとは、全体から個へ、また全ての子どもたちに効果的な指導をしていくためのいわゆる学習指導モデルのことです。

令和6年度末にもMIMの導入についてご案内申し上げたところですが、資料の左上のこの赤枠の継続的な支援検討について、MIMの活用を含め今後取り組んでいく、その下にあります3つの柱について、改めてここでご説明申し上げます。

なお、本年度のMIMの活用状況につきましては、資料、右の表のとおりとなっております。導入初年度ということもありまして、各校の取組はまだ十分ではなく、1月以降は積極的に活用するよう各校へ指示をしていきます。そこで、誰一人取り残さない共生社会の実現に向けまして、先ほど話しましたこの3つの柱、柱1、2、3とございますが、この3つの柱を整理しまして各校でも意識的に取り組んでいくように助言しているところです。

まず柱1、特別支援教育にかかわる知識・技能の習得です。既に実施しています研修等につきまして、ニーズに応じた効果の高い研修の在り方を次年度に向けて検討しております。喫緊としましては、こちら2月16日月曜日に、通級指導担当教員研修会において、通級指導担当教員のみならず、管理職及び1学年の担任、またスクールカウンセラー等にも対象を広げまして実施します。こちら、明治学院大学の海津亜希子先生を講師に、MIMについて具体的な活用方法や理念に関わる研修を実施していきます。

続いて、柱2になります。学習障害等への支援スキルの理解としております。小中学校において学習面で著しい困難を示す児童生徒は、約6.5%程度在籍すると言われております。そのような中、学習障害や発達障害等のある子どもたちへの具体的な支援スキル等の理解のために、オンデマンド配信を随時行っています。既に本年度8月に実施していますが、再周知するとともに、今後は研修動画をアーカイブとして保管し、教員がいつでもどこでも視聴できる環境を整え、教員の理解推進に取り組んでまいります。

最後に、柱3、管理職を含めた学校全体の専門性の向上としております。各校で行われている、管理職が講師となって実施しています例えばサービスに係

る研修、こういったものに加えまして、特別支援教育に関わる研修も次年度から行ってまいります。年度末までには各校へスライド等の関係資料を送付し、4月当初に管理職が講師となって各校において全ての学校で実施してもらい、学校全体の専門性向上を図っていきます。

これまでに述べた3つの柱を中心としながら、学校全体及び教員の専門性向上を図りつつ、誰一人取り残さない共生社会の実現に寄与していきます。

また、一番右下です。令和7年度、8年度、9年度、文部科学省の指定を受けまして、学習障害のある児童生徒等に対するICTを活用した効果的な支援に関する実践研究を番町小学校で進めています。こちら、この右下にまとめておりますので、ご確認いただければと思います。

資料2ですが、1月に各校へ今お見せした資料1を送付する際の通知文となっております。

本件の報告は以上です。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

MIMの導入を実施して、活用とか分析はしているところです。これからさらに練習して、それをうまく活用できるようにしていこうという形です。これについて何かご質問はありますか。

実際にこのMIMをやることによって、1年生で顕著な例とかはあるのですか。あると思うのだけれど、その辺は何か分析できているのか。

指導課長。

指導課長

実際にMIMは特殊音節をある意味習得するということで、番町小学校は既にたくさん取り組んでいただいているのですが、MIMはそれぞれのステージがありまして、今まで、いわゆるステージ3で一番なかなか取得が難しい子が、MIMの指導を受けることによって、ステージ1にほぼ上がってきているところがあります。実際それはもしかしたらMIMをやっていないければそこまでの上昇はなく、特殊音節の理解だとか習得だとかが難しかったのではないかと思います。

堀米教育長

その辺、ある程度指導の観点というのが分かることによって、伸びていくと。それが分析としては非常にいい取組で、23区でもそんなに入れていないのではないのか。

指導課長。

指導課長

はい。そこまでたくさんは入れていません。ただ、全国的に見ると、やはり少し学力に課題があるところとかは幾つか入れているので、全国的に見ると、まあまあシェア数があるかと。ただ、23区を見るとそこまで手は出していないという感じがあるところです。ただ、これまで私のいたところでも取り組んでいました。成果は確実にあるというのは見えている。

堀米教育長

番町小学校の成果もこれから皆に広めていって、取りあえず管理職はしっかりと理解して指導できるということが一番大事だと思います。

何か、これについてはいかがでしょうか。

またどこかでMIMの報告というか、成果を教育委員会で報告していただ

指 導 課 長	きたい。 先ほどお話ししたとおり、1月以降、もう少ししっかり取り組ませて、MIM-PM、いわゆるアセスメントの結果も全校から提出いただこうと思っています。その辺りで成果がより見えてくるかと。また時期を見ましてこの辺りの成果を報告させていただこうと思います。
堀 米 教 育 長	はい。よろしく申し上げます。我々もちょっと勉強していこうかと思いません。
水 野 委 員	水野委員、どうぞ。 はい。直接この小学1年生とは関係ないですけど、外国語が母国語の子に対してこれは使うことができるのでしょうか。
指 導 課 長	実はMIM、アセスメントは別に、指導の中で、よさの1つとして、ボキャブラリーが増えるという、単語を覚えるというのが1つありまして、本当に単語って何ぞやと、絵と文字というのを関連させているので、そういった意味では日本語の習得というのにも、1つ役立つかというところです。
水 野 委 員	ありがとうございます。
堀 米 教 育 長	はい。ほかによろしいですか。

(な し)

◎日程第3 その他

子ども総務課

(1) 教育委員会行事予定表

(2) 広報千代田(1月5日号、1月20日号)掲載事項

教育委員情報提供

堀 米 教 育 長	それでは、日程第3、その他事項に入ります。教育委員会行事予定表、広報千代田(1月5日号、1月20日号)につきまして、子ども総務課長、説明をお願いします。
子 ども 総 務 課 長	では、予定表ですが、本日12月23日から、最後が2月4日までとなります。本日で教育委員会は今年の開催は終了で、1月に入りまして、1月6日にちよだ学びフェス、先ほどパンフレットを配らせていただきました。それから7日に新年交歓会が12時からホテルニューオータニでございます。15日には神田一橋中学校のスキー教室、1月23日金曜日は連合作品展を26日の月曜日まで1階の区民ホールで行います。1月27日は定例会で、28日は保幼小の合同研修会を麴町幼稚園・小学校で行います。こちらは午後1時からでございます。2月4日水曜日につきましては九段幼稚園の音楽祭と麴町中学校でペスタロッツ祭りという予定でございます。 予定表は以上でございます。 続いて、広報千代田原稿でございます。 まず1月5日号でございます。全18件中、子ども部の案件は5件でございます。児童・家庭支援センターが3件、学務課さんが2件で、先ほど申し上げ

げた連合作品展が1月5日号で広報される予定でございます。

それと、1月20日号です。21件ある中で、子ども部の案件は3件、子ども総務課は後援した事業の掲載です。児童・家庭支援センターが「ママのためのリラックスヨガ」、それから子ども施設課がメレーズ軽井沢の利用案内という3件ございまして、そのほかは文化振興課と生涯学習・スポーツ課のお知らせの記事となっております。

私からの説明は以上でございます。

堀米教育長

はい。予定表と広報千代田の説明がございました。特に各課で漏れているところとかはないですか。大丈夫ですか。では、ご予定いただければと思います。

ほかに、今日、委員さんから情報提供はありませんでしたけれど、よろしいでしょうか。ほかに、あと連絡するところがありますか。大丈夫ですか。

(なし)

堀米教育長

はい。それでは、本日の教育委員会は以上をもちまして閉会といたします。ありがとうございました。